

も：く：じ

巻頭辞	吉田 豊	p 2 ~
自治体労働者は今の時代にどう向き合うか	原 卓郎	p 4 ~
地方自治への理解・配慮を欠いた最高裁判決	前田 定孝	p 9 ~
愛労連国民春闘の方針	愛労連	p11 ~
“働くために生きる”ことから“生きるために働く”ことへの転換を	岩瀬 康一	p14 ~
日本共産党第 27 回大会について	植田和男	p16 ~
愛知労問研 191 号を読んで	中村 悠希	p18 ~
団体会員の紹介⑥ 全国一般愛知地本	編集部	p20 ~
映像紹介 こうの史代『この世界の片隅に』	櫻井 善行	p21 ~
第 4 回理事会報告	事務局	p25
労働情報この 2 ヶ月 11 / 1 ~ 12 / 31	編集部	p28 ~④
研究所だより	編集部	p32 ~①



● 第 192 号

◎ 2017 年 1 月 15 日

愛知労働問題研究所

「人間にとって労働とは何か」

吉田 豊

産業革命以来、資本主義下で度重なる技術革新が行われてきた。生産や流通、あるいは労務管理の技術や仕組みが変えられる度に、多くの労働者が失業に追い込まれた。こうして、生産性を高めるとともに、資本は人件費への支出を減らし利益を最大化する。また、固定資本を蓄積する。一方、労働者の側では、機械打ち壊し（ラッダイト）運動以来、直接間接の抵抗が行われてきた。

今の日本では、少子高齢化を口実にして、人工知能（AI：Artificial Intelligence）やロボットの労働現場への導入が進んでいる。また、消費者の「より早く」「より安く」の要望にも応える形をとっている。いずれにしても、AI・ロボット化でさらに人減らしを重ね、それで過重労働が増えて搾取率の向上が実現されよう。金融・投資に傾斜した資本主義では、株主利益が一層重視され労働者の地位は低下するだろう。

一昨年末に野村総研は、今後10～20年で日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能という予測結果を発表した。むろん、代替によって別の職種や雇用が生まれるだろう。しかし、今ある職種が代替で失われることもまちがいに起こるだろう。野村総研の資料では、製造業や運転・配達業、建設作業、警備や清掃、窓口受付・一般事務、調理などの部門で代替の可能性が高いと言う。専門的知識や創造性を求められる職種や対人サービスなどは代替の可能性が低いとされている。

野村総研の資料の一部を、私は学生に見せた。自分自身の将来の職業生活にかかわるだけに、結構、関心をもって見てくれた。傾向として、多くの労働者を必要とする職種では代替が進み、特殊な職業や高い資格が必要な職業は代替ができない。そのために、学生は「やっぱり資格か」という感想を持ったようである。

さて、私たちはAIやロボットとどう付き合うのか。「生産技術の進歩」ではあるが、生産者のコントロールはどこまで可能なのだろうか。「疎外」という言葉が、私の頭の中に浮かぶ。AIやロボットが労働時間の短縮につながるのか、失業・首切りにつながるのか。いわば、人間的な労働環境を求める運動の課題である。労働者が、どんな形で経営にかかわっていくのか。労働者によ

る規制が、どのように働くのか。そんなディーセントワークの実現の程度が問われている。

そこで心配なのが、労働力の流動化である。長期にわたって、職場のあり方を考えるのが一部の管理的な層だけになっていたら、労働力はさらなるダンピングを強いられるだろう。今ですら、労働力の再生産ができていない（病院にも行けない、学校にもやれない、結婚すらできない労働条件）。若い労働者が「こんな会社はやめる」「他の仕事をさがす」と、簡単に移動していく（流動化した労働市場）ならば、「配置転換」でも「首切り」でも容易である。金銭で解決できる。

2017年の時点では、「労働力不足」がいくつかの業界で起きている。「募集しても集まらない」「正規でも長続きしない」「安価な外国人でやるか、店を閉めるか」そんな話も聞く。いずれも労働集約的で、職場が3Kだったり、低賃金、夜勤・休日出勤を含む不規則勤務、交通不便など悪条件をかかえている。そういう職種でAIやロボットが入ってくるのだろうか。新しい機械やシステムが高価であれば、安価な人間の労働の補助的な役割しかもてないであろう。

さて、労働組合はどうなるのか。言うまでもないが、ロボットには組合員資格がない。人員削減が伴えば、確実に組合員は減るだろう。AIやロボットには、休日・休憩も生活給も関係ない。むしろ24時間稼働で早く減価償却しなければ、新しい機械に更新できない。どんなに過重な労働になっても、ロボットからは現場の具体的な要求が出てこなくなる。残った正規労働者は、残業代を支払う必要のない管理職が中心になり、これまた組合員資格がないという状態になるのだろうか。SFの世界ではない。

資本のあくどき搾取だけでなく、消費者の利便性や低価格要求に応える結果が、労働を非人間的にすることはないのか。安定した雇用から外された労働者は、より不安定な立場で24時間稼働に付き合わされる。しかも団結権も行使できないままに、である。AIやロボットの導入に対して、いかに対応するのか。現場と同時に社会全体で、きちんとした指針をつくる必要がある。その場合、「人間にとって労働とは何か」という原則が問われるべきである。



よしだ ゆたか / 所員・愛知学習協会長

本原稿は、地域経済の将来を考える研究会が抱いた『暮らしと地域経済に希望を――名古屋経済の明日を考える』に掲載された論文を、著者の了解を得て掲載するものである。全体については、是非本書を手にとりいただき、読んでいただければ幸いである。入手希望者は東海自治体問題研究所あるいは愛知労働問題研究所まで一報を。

第11章 自治体労働者は今の時代にどう向き合うか

原 卓郎

1 問題意識

(1) 「民主的自治体労働者論」の時代

1960年代から70年代初頭の時代は、急速な経済成長と民間賃金の上昇、大都市部への人口集中の中で、都市公害・企業公害問題が噴出した時代であり、住民が自ら学習（市民の科学）し、国・自治体の政策を批判し、住民本位の政策への転換を求めた時代といえます。自治体労働者は、その批判に応答し、経済成長優先の予算配分に反対し、一方で民間並みの賃金引き上げと、他方で市民生活優先の予算・仕事の配分を求めてたたかい、革新自治体建設を支えてきました。

「地域住民の繁栄なくして自治体労働者の幸せはない」のスローガンに象徴される「民主的自治体労働者論」は、こうした中で、戦前の反省を踏まえ、住民に直接責任を負う自治体労働者像を追求する中で生み出されました。

(2) 90年代を境とする時代の大きな転換

オイルショック以降、不況をいったんは集中豪雨的輸出で乗り切り、革新自治体づくしに成功した政府・財界は、1990年代半ば以降、本格的な経済のグローバル化、日本的雇用慣行の抜本的な転換、行財政運営の新自由主義的転換を進めていきました。

その結果は、雇用破壊・不安定化に基づく貧困と格差の拡大、中小企業・商店の激減に基づく地域経済の衰退であり、自己責任論と市場原理主義に基づく小さな政府への移行が悪化を一層促進させました。

こうして、一方で過労死を生み出すような正社員の異常な働き方と、他方で取り換

え可能な使い捨ての低賃金・不安定雇用労働を大量に生みだしており、中小企業・商店の衰退とあわさって、労働の衰退と地域社会の荒廃ともいえる状況を引き起こしています。こうした事態の中で、自治体労働者は、一方で新自由主義的施策の推進の最前線に立たされ、他方で激しい公務員バッシングを浴びました。

かつての住民運動には、自治体政策批判はあっても、今日の公務員労働者へのバッシングのような形は目立たなかったように思います。

変化の背景には、雇用破壊が進み、貧困と格差が拡大し、家族と地域が危機的状況をもたらされ、広範な層に深刻な生きづらさと将来への見通しが持てない困難な状況が地域で進行する中、社会の中で相対的に安定した雇用層として全国に存在する公務員は、自己責任論を基調とした政策展開の最前線に立たされる中、公務員の仕事ぶりへの批判や賃金・労働条件引き下げを求めるバッシングとしても現れているように思われます。

一方で、組織に縛られない市民が出現し、NPO・NGO活動が活発になっており、中小企業も大企業の下請け関係から一定離れて、地域社会に貢献し、持続可能な経済循環をめざす動きも活発になってきており、政策批判を展開するより、まずは自分達で出来る地域再生の動きを作り出し、協働を呼びかけていくような運動も静かに広がっています。

危機と希望は、同時に進行しています。

自治体労働者は、公務員バッシングの激しさにたじろぎ、こうした時代の動きに必ずしも応答できているようには思えませんが、こ

の困難な時代を転換し、市民と自治体労働者が新たに出会うことは可能なのでしょうか。

(3) 新たな出会いを求めて

こうした問題意識を背景に、本稿では、最初に、自治体労働者側で進む、応答を困難にしている定数問題の経過に触れ、次いで、その象徴としての現業不採用問題に対する反撃に立ち上がった学校給食調理業務委託反対闘争の経験と教訓を明らかにし、最後に、新たな市民と自治体労働者の出会い、呼びかけと応答関係の中で、地域の自治の力と、自治体労働者の専門的力をともにもたらす新しい自治の可能性について、展望を述べてみたいと思います。

2 自治体労働者がかかえる困難＝定数問題を中心に

行政改革自体は、昔も今も行われていました。効率的な行政をめざすことは当たり前からです。しかし、以前の行政改革は「本市の行政は、窓口業務や福祉・教育・消防行政など一定の人員配置が必要とされる分野、人手に頼らざるを得ない分野などが多く、また、新たな行政需要に対応するためには多くの人員を必要としている。このような状況の中、職員定数の抑制はなかなか容易なことではないが、…職員定数の抑制に努めてきた。」（行政改善の歩み：昭和60年）とあるように、対人社会サービスなどは人手を要するものであり、その部分は直接雇用の正規職員を配置するのが当然であるという前提があり、その上で、いかに効率的な行政を進めるか、ということを問題としてきました。

しかし今日では、全く異なる視点から取り組まれています。

その転機になったのが、平成13年（2001年）策定の「行財政改革計画」です。そこでは、行財政のシステムを改革するのだと宣言し、「民間の経営的感覚を取り入れて「顧客志向」と「成果・コスト重視」の2つを徹底します」と記載しています。この時点の民間の経営手法は、既に平成7年（1995年）の「新時代の日本的経営」方針を踏まえ、国内経済重視から、短期的利益・株主優先で人件費を徹底的にコストとみなし、非正規を多数派にする戦

略を採用していました。日本で売れなくても、世界の成長地域で売ればヨシとする考えへと転換し、国民経済の安定をそれなりに重視する方針を大きく修正するものとなっていたのであり、この時点での民間の経営的感覚というのは、こうした新自由主義的な転換を果たした後のものであり、この手法を自治体職場にも持ち込むのだというものでありました。

その結果何が起こったか。平成14年度から始まった「配分型定員管理」により、それまでの現場から要求を積み上げながらそれぞれの段階で査定を行い、最終的には市長査定で定数の決着を図るというボトムアップ方式から、先に総枠の削減数を決定し、それを各局に割り振り、その削減幅の中で増減を許容するという、トップダウン方式への転換でした。

あれから10年以上が経過し、職場はどうなっているのでしょうか。例えば、全国的には平成27年（2015年）に非正規雇用比率が4割という調査結果（厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」）が出て衝撃を与えましたが、名古屋市の保育園職場では、一方で民営化が着々と進められながら、他方で直営職場の非正規化も進み、その結果、園によっては非正規比率が6割を超え、非正規職員の欠員が3桁に達するという考えられない状況が生み出されています。何とか市民ニーズに応えようと延長・一時・休日保育などにも取り組んでいますが、サービス残業も蔓延し、保育現場は疲弊しきっています。

福祉施設では、子ども関連で直営施設を残しているものの、その他の福祉関係施設はその大半が指定管理者化されています。

次章で述べる学校給食調理現場でも、退職不補充方針の下、高齢化と非正規化が進み、ぎりぎりの状態に現場を追い込んだ上で、民間委託化が提案されるという事態に至っています。

全国の災害が起こると直ちに駆けつけて災害ごみの清掃活動の支援に携わったある清掃労働者は、全面委託の自治体では、自治体担当者がごみ収集の実情をほとんど把握しておらず、委託業者は災害で機能しない中で、自主的に現場を回って作業を行ったことを語っていましたが、しかしこの清掃職場でも、退職不補充方針で高齢化が進み、直営職員は大

幅に減少し、過酷な労働環境の中で、それでも市民のためにと足腰の弱った高齢者等には玄関口まで駆けつけるなごやか収集などに懸命に取り組んでいるのが現状です。

さらに、こうした現場が切り捨てられ、現場が見えなくなる中での管理業務が増大し、増員がままならない本庁職員も疲弊しています。

当局の掛け声も空しく、長時間労働は一向に減少せず（むしろ、給与課が庁内向けに公表した資料によれば、平成24年度以降の申請された超勤時間数は総定数が削減されている中増加を続けています。）、申請された時間だけでも超勤時間は昨年度で143万時間超（市長部局）に及び、800人を超える年間労働時間に匹敵するものになっています。また、平成28年（2016年）3月に実施した本庁残業パトロール時のアンケート結果（7時台残業者の過半数から回収）によれば、100%残業時間を申告していると答えたものは4割に満たず（6年連続）、実際の超勤時間は申請時間を大幅に上回ることが予測されます。

メンタル不全も、高止まりを続けています。住民と出会うにも、現場機能は縮小して管理業務が肥大化し、非正規化も進む中で、疲弊化し、官僚化が進んでいるように思います。

困難を抱えているのは地域だけではなく、自治体労働者の側でも、今日の定数削減攻撃の中で、深刻な事態が進んでおり、住民と対立させられながらも、地域の抱える困難と同じような困難な事態が進んでいるのです。

3 学校給食調理業務委託反対闘争からみえてくるもの

こうして、自治体職場も追いつめられてくるなかで、最近新たに反撃の烽火をあげたのが、非正規化は許してきたものの、委託化を食い止めてきた小学校給食調理業務の委託提案に対する反対闘争でした。

調理職場では圧倒的少数派である名古屋市職労学校支部は、民主的自治体労働者論の立場に立つ運動の伝統を踏まえ、重要な役割を果たしました。退職不補充方針が続く中、職場では高齢化が進み、非正規雇用職員が増え、労働条件は過酷になっていました。ですから、

委託を導入することによって、現に働いている正規職員は少し楽になるのではといった反応もありましたが、市職労学校支部の調理員たちは、この問題を、自分たちの労働条件にとどまらず、教育の一環としての学校給食の役割、子どもの貧困とアレルギー児の増大といった学校給食を取り巻く環境の中で、子どもたちの食の安全、学校給食の質の確保という観点から、委託反対を掲げてたたかいに立ち上がりました。

その過程で、学校給食調理労働とはどのような労働なのかということ、大量調理における安全性の確保と美味しさを追求するうえで求められる熟練の力、教員・栄養教諭との情報を共有し、アレルギーへの対応や残菜状況などを踏まえた工夫を行う協働の力、学校教育の一環としての観点から子どもたちへの積極的な働きかけを重視する教育の力の三点にまとめ、その全てが、定期的な競争入札制度による委託業務では破壊されてしまうことを明らかにし、仕事への確信を深めながら取り組みを進めたことも、重要でした。

さらに、単に調理業務を委託するだけであとは何も変えないので親に説明する必要はないと教育委員会が当初主張していたため、独自に委託対象校のある小学校区への全戸配布に取り組んだことが、大きな転機となりました。この取り組みを通じて、委託の問題点等が親に伝わり、親の立ち上がりを生み出したことは決定的でした。親たちは、市職労ともつながりながら、独自に精力的に動き出し、私たちが取り組んだ請願署名の取り組みはもちろんのこと、全会派の市議への精力的なロビー活動を展開しました。このことが、運動を大きく広げることにつながりました。

もちろん、従来からつながりのあった各種団体（新日本婦人の会や名古屋市公立保育園父母の会、学童保育連絡協議会など）にも、多くの協力をいただき、請願署名は、当初目標の1万筆を大きく超え、3万筆近い集約数となりました。また、議会でも、全会派から疑義の声があがりました。市長面談も実現しました。

このような大きな広がり、何故実現したのでしょうか。

その最大の教訓は、調理員を守る運動とし

てではなく、子どもたちを守る運動という視点を明確にし、そのために必要とされる学校給食調理業務の質とは何かを明らかにし、具体的な調理員の調理の技を語りながら、地域に打って出たことが、保護者をはじめとした地域の人たちの驚きと感動といった強い反応を生み出し、逆に地域の人たちの立ち上がり、調理員を励まし、運動を大きく飛躍させた力となりました。

3校で委託は導入されましたが、委託職場では異物混入の続出、業務責任者を含む従業員の1学期中の交替、衛生検査における異常値の発生など、次々と問題点が噴出しています。栄養教諭(士)は調理の管理のために調理現場から離れることができず、食育の推進どころではなくなっています。

委託拡大阻止、直営への復帰を求める新たなたたかいが始まっています。

4 ディーセントワーク(働きがいある人間らしい労働)の実現で地域を変える

雇用と労働が無残に破壊され、地域経済と地域社会に解体的危機をもたらしつつある現在、官民分断攻撃を乗り越えるカギは、給食問題で仕事を語って共感を生み出したように、官民がともに具体的な労働のあり方を語り、良質な労働を確保することが、地域の生活基盤を再建するカギとなることを、共感を持って語り合い、労働の尊厳を取り戻し、そのことを通じて地域を再建していく仕事に、差別・分断を乗り越えて進みゆくことにあるのではないのでしょうか。そのための自己変革の努力が、公務労働者には求められています。

ところが、政府は現在、公共サービス分野を新たな成長のエンジンに育てることを方針とし、「公的サービスの産業化」を公然と掲げています。自治体の総合性は否定され、自治体は民間の稼ぐ力の草刈り場とされているのです。それに呼応するかのように、自治体レベルでも、大都市部中心に市民に選ばれる街の実現を掲げ、都市間競争に打ち勝つために地域の商品価値をいかに高めるかを競い、イベントや巨大プロジェクトに走っているように見えます。しかし、稼ぐ力の強化の名のもとに、農業などが解体的危機に陥り、地場産業、中小零細企業が縮小し、労働そのもの

の尊厳が奪われていく中で、公務労働も民間企業の稼ぎの対象として解体していくことは、社会の解体的危機を一層促進し、行政需要をかえって増大させることになるのであり、今求められているのは、むしろ地域の協働性・公共性を再建・強化し、安心して働き、暮らせるまちをつくることこそ課題となっているように思います。

そして、人々に必要なものを生み出すために、他の人々との協働の力で、自然に働きかけ、加工・流通し、消費するという、労働の本来の役割の再建そのものを課題とし、地域再生と協働性・公共性を意識した仕事を実践する専門的な力量を持った安定的な官民労働者を広範に作り出すとともに、労働時間の短縮を通じて官民労働者が市民として社会的・自治的活動に参加していくことができるようになる時、その時こそ、公務そのものを職務とする労働者の縮小が可能となり、簡素で効率的な行政を実現する展望が生み出される時であることを市民的合意としていくこと、そのことが求められているように思います。

そのために公務労働者は、公務を民間企業に売り渡していくのではなく、むしろしっかりと仕事に責任を負う体制を確保することを求める必要があります。そして、仕事を通じて地域の協働性・公共性の再建・強化を果たし、労働組合運動を通じて全ての労働者の均等待遇やワークライフバランスの実現、官民保育士の均等待遇を目指した名古屋の公私間格差是正制度の拡充や公契約条例などの制定を進め、住民自治を拡充・開花させる社会的条件を整えていくことが、簡素で効率的な行政を実現していく道であり、そのために献身的に働く自覚的専門的労働者として、その役割を果たしていく必要があります。

今回、地方自治のあるべき制度・政策論については全く触れていませんが、生きた制度・政策を生み出していくためにも、差別・分断攻撃を乗り越えて、新たな協働のステージに立つ取り組みが求められていること、そしてその根底に、労働の尊厳の復権を通じて人間の尊厳を取り戻し、地域の再生への進みゆく官民の協働の営みが求められていることを問題提起とし、拙い小稿を閉じたいと思います。

はら たくろう /名古屋市職労

暮らしと 地域経済に希望を

—名古屋経済の明日を考える—



第1部 名古屋市民の直面する諸課題

河村マニフェストと名古屋市政

財政から見た名古屋市政の問題

待ったなしの保育と子どもの貧困問題

高齢社会の深化と名古屋の医療・介護

名古屋城天守閣の木造復元問題

軍需産業の実態と市民の課題

友好都市との国際交流



地域経済の将来を考える研究会
東海自治体問題研究所

第2部 名古屋の経済と地域を考える

産業構造と雇用から見た名古屋経済の課題

リニア中央新幹線と持続可能なまちづくり

エネルギー政策の転換を展望する

地域の「個性」に基づく経済・産業・労働ビジョン

名古屋の商業・その課題

国際貿易から見た名古屋経済

人間的文化的な労働と生活を求めて

「グローバル人材」育成に傾斜する名古屋の教育

文化の力を生活の隅々に

市民生活に見る貧困の諸相と政策課題

自治体労働者は今の時代にどう向き合うか

辺野古の新基地建設をめぐる、国が翁長雄志・沖縄県知事を訴えた、いわゆる辺野古訴訟につき、2016年12月20日、最高裁第2小法廷は、以下の趣旨で判決を出した。

A「(不利益処分を) 当該処分がされた時点において瑕疵があることを理由に当該行政庁が職権でこれを取り消した場合において、当該処分を職権で取り消すに足りる瑕疵があるか否かが争われたときは、この点に関する裁判所の審理判断は、当該処分がされた時点における事情に照らし、当該処分に違法又は不当があると認められるか否かとの観点から行われるべき」であるところ、「本件埋立承認取消しの適否を判断するに当たっては、本件埋立承認取消しに係る上告人の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められるか否かではなく、本件埋立承認がされた時点における事情に照らし、前知事がした本件埋立承認に違法等が認められるか否かを審理判断すべきであり、本件埋立承認に違法等が認められない場合には、上告人による本件埋立承認取消しは違法となる」。

B「(公有水面埋立法4条1項) 各号は、上記承認等が都道府県知事の裁量的な判断であることを前提に、上記承認等をするための最小限の要件を定めたものと解されるのであって、同項各号の規定はこのことを踏まえて解釈されるべきである。」「また、……第1号要件においては当該埋立てや埋立地の用途が当該公有水面の利用方法として最も適正かつ合理的なものであることまでが求められるものではないと解される。そうすると、上記のような総合的な考慮をした上での判断が事実の基礎を欠いたり社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりするものでない限り、公有水面の埋立てが第1号要件に適合するとの判断に瑕疵があるとはいえない」。

C「本件埋立事業は普天間飛行場の代替施設(本件新施設等)を設置するために実施されるものであり、前知事は、……騒音被害等により同飛行場の周辺住民の生活に深刻な影響が生じていることや、同飛行場の危険性の除去が喫緊の課題であることを前提に、①本件新施設等の面積や埋立面積が同飛行場の施設面積と比較して相当程度縮小されること、②沿岸域を埋め立てて滑走路延長線を海域とすることにより航空機が住宅地の上空を飛行することが回避されること及び本件新施設等が既に米軍に提供されているキャンプ・シュワブの一部を利用して設置されるものであること等に照らし、埋立ての規模及び位置が適正かつ合理的であるなどとして、本件埋立事業が第1号要件に適合すると判断しているところ、このような前知事の判断が事実の基礎を欠くものであることや、その内容が社会通念に照らし明らかに妥当性を欠くものであるという事情は認められない」。

D「裁判所が、公有水面の埋立てが第2号要件に適合するとした都道府県知事の判断に違法等があるか否かを審査するに当たっては、専門技術的な知見に基づいてされた上記都道府県知事の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであると解される」ところ、「本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かは沖縄県が定めた審査基準に基づいて検討されているところ、この審査基準に特段不合理な点があることはうかがわれない。また、……前知事は、関係市町村長及び関係機関からの回答内容や沖縄防衛局からの回答内容を踏まえた上で、本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かを専門技術的な知見に基づいて審査し、①護岸その他の工作物の施工、②埋立てに用いる土砂等の性質への対応、③埋立土砂等の採取、運搬及び投入、④埋立てによる水面の陸地化において、現段階で採り得ると考えられる工法、環境保全措置及び対策が講じられており、更に災害防止にも十分配慮されているとして、第2号要件に適合すると判断しているところ、その判断過程及び判断内容に

特段不合理な点があることはうかがわれない」。

E「当該法定受託事務の処理が法令の規定に違反しているにもかかわらず各大臣において是正の指示をすることが制限される場合がある旨の法令の定めはないことを考慮すると、各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合には、当然に地方自治法245条の7第1項に基づいて是正の指示をすることができる」。

本判決の第1の特徴は、Eの地方公共団体への国の関与について、各大臣は、「その所管する」法律等に基づく都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合には、当然に是正の指示をすることができるとした点である。国と地方自治体との係争状態は、地方自治体の判断を国が「違反している」と考えたとしても、相手方の都道府県知事が「適法である」と考えた場合に発生する。その場合に、国の関与はただちに正当といえるのであろうか。地方自治体の判断権は存在しないのであろうか。本最高裁の判断は、あまりにも国と地方公共団体との関係を理解していないと考えざるをえない。それが意図的であれば、立法趣旨を司法権によってねじ曲げる判決である。

第2の特徴は、原審である福岡高裁那覇支部判決が、審理の対象を仲井眞知事の原処分としたのを、最高裁がAで追認した。しかしながら、「地方自治体の現在の執行機関が、同じ立場の前任者の判断をやり直した」としても、仲井眞前知事の承認処分も、翁長現知事の承認取消処分も、法律上は同じ法律に基づく都道府県知事による承認または承認拒否処分であって、いずれも「原処分」なのである。

しかしながらそれでも、高裁判決が審査基準を、違法性審査に限定したのに対し、最高裁は、いったん違法とまでいえる瑕疵だけでなく、不当にすぎない程度の瑕疵であっても、審査の対象とした。ところが最高裁は、その直前で前言を撤回するかのようになり、「(仲井眞前知事の承認処分に) 違法等が認められない場合には、上告人による本件埋立承認取消しは違法となる」と、ふたたび違法といえる瑕疵に限定した。この非常にわかりにくい箇所は、その後のB「(公有水面埋立法4条1項各号の審査が) 最小限の要件を定めたもの」であることを「踏まえて解釈されるべきである」ところにかかってくる。すなわち、最高裁は、公有水面埋立法に基づく都道府県知事の承認権限に限って、仲井眞前知事の裁量性を幅広く解して、単なる不当の瑕疵では足りず、「違法」とまでいえる程度の瑕疵でないと審査できないとしたのである。そしてそのことから最高裁は、Bの「国土利用上適正且合理的」(1号要件) およびD「環境保全及災害防止ニ付十分配慮」(2号要件) に適合しているかどうかの審査に際して、原審と同様に、裁判所の審査密度を希釈化し、仲井眞前知事の判断を薄めたのである。

しかしながらそれでも、Cに見られるように、原審福岡高裁が「……県内に普天間飛行場の代替施設が必要である。……その候補として本件新施設等が挙げられるが、他に県内の移転先は見当たらない。よって、……普天間飛行場の被害を除去するには本件新施設等を建設する以外にはない」とみずから直接話法で判断した内容をそのまま受け入れることなく、「前知事の判断が事実の基礎を欠くものであることや、その内容が社会通念に照らし明らかに妥当性を欠くものであるという事情は認められない」と、いわば間接話法で書き直した。ここは、「辺野古唯一論」を否定した趣旨と解される。

また、都道府県知事の承認権限について規定した公有水面埋立法4条が、「都道府県知事の裁量的な判断であることを前提」に規定されたとした点も重要である。この承認要件は、「最小限の要件」なのであって、新規処分であれば、今後の翁長知事には広範な裁量権限が存在するという点である。

この後者の点は、示された「裁量権」の内容が、1973年改正での無秩序な埋立行為から周辺環境を守るための利益衡量を義務付けるために導入されたものとして想定されているのかどうかまでは不明である。この点をどのように拡大解釈していくかが、今後のたたかひのカギになりそうである。

まえだ さだたか / 所員・三重大学人文学部

紹介 「愛労連・愛知春闘共闘」の2017年国民春闘方針案について

愛知県労働組合総連合(愛労連)は1月22日(日)に第55回臨時大会を催し、17国民春闘方針案についても提案する。グローバル化が進行する中で、一方ではイギリスのEU離脱やトランプ現象に見られる新しい形の「保護主義」の動きも見られる。こうした中で、典型的なグローバル企業であるトヨタ本社がある労働組合のナショナルセンター、がどのような春闘方針を提起するかは労働問題研究者に限らず関心のあるところである。愛知労働問題研究所は愛労連の許可を得て、情勢部分について春闘方針案の一部を紹介する。全体の文書は愛労連事務局に問い合わせいただければ幸いである

編集部

1 はじめに

2017年国民春闘は、第1に、アベノミクスの誤りと日本経済の行き詰まりがいつそう鮮明になり、国民各層との矛盾、攻防がさらに激化するなかでの国民春闘です。職場・地域で若年単身世帯と子育て世代の生計費調査結果と自らの収入を比較することをとおして、お互いに怒りを共有しましょう。すべての働く人々の大幅賃上げ・底上げを今度こそ実現し、財界・大企業本位から、労働者と中小企業が主役の内需拡大による経済再生につなげて、国民春闘再構築の流れをさらに強めます。また、8時間労働でまともな賃金をもらうためにも、長時間労働を各単産で調査し、全体で把握することによって、身体とところをむしばむ異常な実態を浮き彫りにします。

賃上げと時短など労働条件向上に向けて、労働組合本来の役割と任務を発揮するとともに、医療・介護、年金などの社会保障の解体を阻止し、安倍『暴走』政治を国民的な世論と共同の前進で打ち破るよう労働者・国民のくらしと日本社会の未来をかけた正念場のたたかいをすすめます。

第2に、安倍政権の改憲策動と「戦争する国づくり」との攻防がいつそう激しくなるなかでの国民春闘にもなります。憲法審査会の始動など、現行憲法の施行から70年の17国民春闘は、早期解散・総選挙もありうる緊迫した情勢をはらみつ、憲法をめぐる綱引き状況でもたたかわれます。総力を結集して、「改憲反対・安倍『暴走』政治NO! 野党は共闘」の世論と共同を強化し、戦後の労働組合の存立の原点である平和と民主主義を守り奮闘することは、未来をかけて必要不可欠な課題となります。

第3に、労働法制をめぐっても、安倍首相は「一億総活躍」なるスローガンを掲げ、「最大のチャレンジは働き方改革」と称しており、労働法制の大改悪が焦点の課題となります。同一労働同一賃金や長時間労働の是正など、聞こえのいい言葉を並べ、「小さな改善と大きなごまかし」で労働者保護法制の根幹からの破壊をたくらんでいます。いのちより大切なものはないことを、声を大にして訴え、電通女性社員をはじめとした過労死を2度と繰り返さないように、「残業代ゼロ法案」など阻止に向けた、労働組合の存在がかかった正念場のたたかいとなります。

愛知春闘共闘委員会と愛労連の各単産・地域労連は、切実な要求と職場討議を徹底することにご協力、あらゆる努力を尽くして、全組合員参加型の取り組みを粘り強く追求します。名古屋市長選挙で市民のくらしと生活を守り、本来の地方自治の精神を活かした市政運営を求めます。

また、定期大会で確立した組織強化拡大3カ年計画の着実な前進に向けて、「組織強化拡大でこそ、要求実現の最大の保障」であることを基本に据えて、すべての組織が純増に転じるよう、職場を基礎に、地域でつながる愛労連運動を強めて7万人愛労連建設への意思統一を図りましょう。

Ⅱ 2017国民春闘をめぐる情勢の特徴

(1) アベノミクスでは、格差と貧困が広がり未来はない

① 安倍首相はアベノミクスの成果を喧伝していますが、ひと握りの大企業だけが利益を得て、内部留保をさらに積み増し株主配当を急増させる一方で、雇用はますます劣化し、非正規雇用が急増しています。多くの不安定雇用労働者がダブルワーク、トリプルワークの長時間労働を強いられながら、まともな生活もできない低賃金に置かれています。年収200万円未満のワーキングプア（働く貧困層）は4人に一人（国税庁「民間給与実態調査」）で2014年に1,139万人・24.0%です。さらに、厚生労働省も“結婚の壁”と認める年収300万円未満の働く人は、1997年の2,462万人から2012年には3,044万人にまで増え、有業者の55.1%（正規雇用の28.8%、非正規雇用の89.1%）に達しており、その後の非正規雇用労働者の増加を考慮すれば、今や6割近くに及んでいます。だから、消費が低迷しモノが売れないのであり、また、少子化が進行して日本は人口減少社会に転落しています。

② アベノミクスの新自由主義改革によって格差と貧困が加速度的に拡大し、さまざまな分野で矛盾や亀裂が顕在化して、地域経済・社会の疲弊が深刻化するもとで、“地域”に出れば、賃金の底上げや格差是正を求める声が強まり、私たちの運動との一致点が格段にひろがっています。中小企業家同友会や中小企業団体中央会での懇談会でも「最低生計費調査」結果の青年の月額22万7000円の金額には参考数値になるとの高い評価を得ました。

(2) アベ「働き方改革」では、過労死が後を絶たない

① アベ「働き方改革」は、これまでとは質の違う重大な内容です。アベノミクスの誤りを覆い隠すために最低賃金の引き上げや労働時間の短縮、同一労働同一賃金など形ばかりの対策を掲げてはいます。「働き方改革」の本質は、三者構成原則を壊し、労働政策の決定プロセスを官邸主導でグローバル大企業の利益に従属させ、「働き方の自立化」などの言い回しで労働者保護法制をなし崩しにしようというものにほかなりません。「年度内に実行計画」が取りまとめられ、通常国会に関連法案の提出が目論まれており、17国民春闘は文字どおり、労働者と労働組合の命運を左右するものになろうとしています。

② 電通の過労死事件は、異常の一言に尽きます。女性社員の働かされ方は、試用期間が終わって配属された職場で連日深夜までの残業が続き、休日を返上して働いても間に合わない、上司からも「パワハラ」にさらされるなどというのは、耐えられることはありません。うつ病を発症したとみられる11月までの残業時間は100時間を超えていたとみられます。女性社員は昨年12月25日朝に自殺、直前に母親が電話で伝えた「死んではだめよ。死ぬぐらいなら会社はやめてもいいから」の言葉は生かされませんでした。

日本では過労死や過労自殺とみられる労働者の死亡事例が後を絶たず、政府が今年初めて発表した「過労死対策白書」でも、仕事が一因となった自殺は年間2,000人を超すと指摘します。背景にあるのは異常な長時間労働で、労災認定の目安で「過労死ライン」といわれる月80時間を超えて社員（正社員）が残業させられている企業が2割を超えています。過労死や過労自殺を生む異常な働かせ方を一掃するために、残業時間の上限を法律で明記し、企業に守らせることが不可欠です。

(3) 改憲策動と自衛隊の「駆け付け警護」は、戦争への道

中略

(4) 大企業は社会的責任をはたせ

① トヨタ自動車は、11月8日に2016年9月中間決算を公表しました。円高の影響が響き、米国や中国の主要市場の先行き不透明な状況で、本業の営業利益は5年ぶりに減収減益をアピールしています。また、下請けへの定期的な値下げ要請について、さまざまな原価改善で、来年3月までに4,150億円のコストを削減するとし、8月時点の計画より、さらに400億円を進めるとしています。しかし、中身を見れば去年の過去最高の利益からは24.8%減したものの純利益は、9,461億円と他社を圧倒しています。にもかかわらず既に、マスコミに対して「賃上げにも影響、春闘に暗雲。来春闘の交渉に影を落とす」と世論誘導しています。

また、名古屋商工会議所の会頭もマスコミの取材に対して、「経済界からは、何らかの形で給与の総額に跳ね返ることには協力したいというニュアンスがあったが、ベアとしてどんと出るとは全く感じなかった」と日銀の黒田総裁と中部財界との懇談の場の雰囲気述べています。

② こうしたもとで安倍首相は、11月16日の「働き方改革実現会議」の場で、経団連会長らを前に、「少なくとも今年並みの賃上げを期待している」と発言。9月15日の日本商工会議所の通常会員総会の「中小企業の下請取引の条件改善に全力でとりくむ」とした表明に続き、賃上げを企業に要請しました。さらに、10月7日には、高村自民党副総裁も経団連に対して、「賃金を上げるとか、設備投資するとか、お金がぐるぐる回る状況をつくっていただきたい」とのべ、来春闘での賃上げを求める発言をせざるを得なくなるなど、大企業の社会的責任を政府が率先して求めています。

③ 連合は、11月25日の中央委員会で、春闘方針と正式に17春闘の賃上げ要求水準は昨年同様の「2%程度を基準」とし、定期昇給相当と合わせて4%としました。また、中小企業労組の要求目安を10,500円（定昇4,500円）、非正規雇用労働者についても、「誰もが時給1,000円」をめざして、37円の引き上げを目安としました。しかし、トヨタ労組は、10月の大会で述べた「今期は、潮目が変わり、大幅な減収が予測される」から変化はなく、連合の要求額決定に対して慎重な姿勢を崩していないと報道されています。

④ 連合は、「中小企業における取引関係に関する調査（最終報告）」をまとめています。全国4,450社からの回答で、単価の引き下げの要請があった割合は53.2%にのぼり、過去2回の調査（2007年73.1%、2012年70.5%）よりは減少しているものの依然として高い数値です。単価の引き下げは、雇用と労働条件と密接に連動しており、単価を恒常的に引き下げる慣行を見直すことが必要で、「コスト増を価格に転嫁できない中小企業、中小企業の底上げに欠かせない公正な取引慣行の実現」を求めています。

(5) ブラック企業の過酷な実態

12月1日「ブラック企業大賞2016」のノミネート企業10社が発表されました。違法な働き方で従業員を使い潰す企業名を公表し、社会的に問題提起するとりくみです。今年は、

- ①（株）エイジス：棚卸し代行業（月100時間越えの長時間労働で是正勧告を受けた）②（株）電通：広告代理業（長時間労働で過労死）③（株）ドン・キホーテ：ディスカウントストア（従業員に最長3ヶ月で415時間労働）

以下略

“働くために生きる”ことから“生きるために働く”ことへの転換を

— 今年こそ長時間労働を根絶しよう！—

岩瀬 康一

◇はじめに

映画「男はつらいよ」の山田洋次監督が、年初の新聞で「僕の夢」を次のように語っていました、「お父さんは日が暮れると家に帰ってくる。子どもたちに迎えられ、お母さんの夕食の声で、“ちゃぶ台”をみんなで囲んで食事をする。…そんな穏やかな暮らしができるような国であること」それが僕の夢ですと（中日新聞「考える広場」1/7 付け）。山田監督に「夢」と言わせた、家族団欒の原風景がこの日本から消え去ってもう何年になるのでしょうか？ この背景に、日本の長時間労働があることは論をまちませんが、今や家族団欒どころではなく家族を崩壊させる「過労死（過労自殺を含む）」が、ここ数年来、社会問題として私たちの関心を集めています。

◇電通過労自殺事件

昨年、労働分野で一番のニュースは何かと言えば、私は真っ先に電通過労自殺事件をあげたいと思います。それほどこの事件は、マスコミに何度も取り上げられ、社会に大きな衝撃を与えました。

これを受けて政府は、昨年 10 月、「過労死等防止対策白書」を閣議決定しました。それによると過労死ラインといわれる残業月 80 時間を超える企業は、「情報通信業」の 44.4 % を筆頭に全体で 22.7 % を占めています。

電通は、この「情報通信業」の中で世界最大の広告代理店です。その電通に入社した高橋まつりさんは、一昨年、「鬼十則」の過酷な労働により自殺へと追い込まれました。その実態が明らかとなり、高橋さんの労災が認められると、電通はブラック企業として社会的に大きな制裁を受けることになりました。その意味で、高橋さんの死は決して無駄にはなりません。しかし、高橋さんを生贄としなければ、電通の、引いては日本の長時間過密労働が改善されないとしたら、私たちを含めて、この日本社会の異常さがまさに問われなければならないし、糾されなければなりません。

◇長時間労働は美德か？

日本に過労死を生みだした社会的背景に、“長時間労働は美德だ”という根強い意識があります。“夜遅くまで頑張っている社員はまじめで仕事熱心だ。”“年休を多く取る社員は他人を顧みない自分勝手な人だ。”上司や同僚の評価も前者に高く、後者には低い。定時に帰ることや年休を取りづらい雰囲気社内に蔓延しているのです。

実際、右の諸外国との比較からも明らかなように、他人に迷惑をかける罪悪感から年休を取らない人が多く（約 60 %）、年休消化率は 50 % と最下位に位置しています。だからこそ私たちは個人の善意や罪悪感が利用されないように、使用者側に勤務時間を守らせ、年休を取りやすいルールと労働条件をしっかりと作らせる必要があるのです。

◇長時間労働は亡国への道 _____ フランスとドイツに学ぶ _____

長時間労働は「百害あって一利なし」、亡国への道だということを、今こそ私たちの共通の認識にする必要があります。このまま長時間労働を放置していたら、日本は亡国への道から後戻りできない事態へと陥ってしまいます。少子化問題は言うに及ばず、老人介護の問題も、“保育園落ちた、日本死ね”も、これらの問題の本質は、すべて長時間労働がその根っこにあります。ちなみに、フランスは2006年に合計特殊出生率が2.0を超え、「少子化を克服」しつつあると注目されています。この背景には「親だけで子どもを守り育てることはできない」という考えが社会全体に行き渡り、国をあげて週35時間労働・法定有給休暇5週間が制度化されて、働く父親・母親に「家庭で過ごせる時間を増やしなが、多角的なサポート」をするフランス社会の取り組みがあります。『フランスは少子化をどう克服したか』高崎順子著・新潮新書)

また日本の長時間労働と対極にあるのがドイツです。ドイツ人は毎年30日の有給休暇を100%消化して年間150日以上も休んでいます。8時間労働制が法律で厳しく守られ、午後6時には会社にはほとんど誰もいない。それでいて1時間当たりの労働生産性は日本の1.5倍です。日本のGDPは中国に次いで世界3位ですが、一人当りに換算すると、日本は世界で26位、ドイツやフランスよりもずっと低いのです。なぜドイツは日本よりも労働生産性が高いのか？ 要するに働き方が違うのです。短時間集中型で効率よく働く。長く働けばいいのではなく、労働でも勉強でもいかに効率よくやるかが大切なのです。『ドイツ人はなぜ、1年に150日休んでも仕事が回るのか』熊谷徹著・青春新書)

◇悔いなく生きるために

8時間労働制は1886年のメーデーを起源とし、「8時間は仕事のために、8時間は休息のために、残りの8時間は好きなことのために」をスローガンに、幾多の困難をへてたたかい取られたものです。しかしそれから130年経た今、ヨーロッパはともかく多くの国の労働者は、当時と今とその実態がほとんど変わっていないことにむしろ驚きさえ感じます。とりわけ長時間労働と過労死を生み出した先進国日本に対しては、私たち労働運動に身を置く者を含めて大きな責任と批判を甘じなければなりません。

今一度、私たちは原点に立ち返って、生きることと働くことの意味を問い直す必要があるのではないのでしょうか。少なくとも働くために生きるのではなく、生きるために働く、つまり生きることが目的で、働くのは生きるための手段であることを再確認しなければなりません。長時間労働では、生きることが“主”のはずの人生が、その大半を労働が占めることになり、好きなことに使える自由は“従”となって、主従の逆転が起こってしまいます。“働くために生きている”そんな生き方でいいのか、がまさに問われているのです。

人生の目的は、より良く生きることにあります。そのためには拘束される労働時間は少なければ少ないほどいい。自由な時間を使って私たちの能力をフル活用して、個人の発達と同時に社会の発達をめざす、そんな生き方こそ私たちに求められているのではないのでしょうか。

今年こそ長時間労働を根絶して、山田洋次監督が求める家族団欒が当たり前の、ささやかではあるが穏やかで温もりのある生活を“夢”ではなく現実のものとする労働元年にしようではありませんか！

いわせ こういち 会員・東三河労連議長

日本共産党第27回党大会について

植田 和男

日本共産党が1月15日から18日までの日程で第27回党大会を開催する。この文書が「所報」に掲載されるときには、大会は終わっている。そのため、私見であるこの文書と実際の大会の様相に多少の違いが生じるかもしれない。そうなった場合にはご容赦を。

今度の大会は「歴史的な党大会になる」と言われている。私は、日本社会の未来への科学的な展望をもつ日本共産党が、その時々社会変革の方針を国民に示すのが党大会だから、いつの党大会も「歴史的」と言っていいたいと思っている。

しかし、今度の党大会には、これまでになかった「歴史的」と言える初めてのことが準備されている。それは、国政野党の3党（民進党、自由党、社民党）と1会派（沖縄の風）の代表が党大会に来賓として参加し、挨拶されることになっていることである。95年の日本共産党の歴史の中で他党の代表が党大会に参加するのは初めてである。実は、党大会の前に開催された都道府県の党会議に、その県他党の代表が参加したところも生まれている。昨年の参院選で実現した「すべての1人区での野党統一候補の擁立」に象徴される国民と野党の共同が体现される党大会になる。

党大会決議案は情勢論から始まる。第1章の見出しは「新しい政治対決の構図と野党連合政権」であり第1項は「新しい対決構図…『自公と補完勢力』対『野党と市民の共闘』」となっている。3年前に採択された第26回党大会決議の第1章は「『自共対決』時代の本格的な始まりと日本共産党」であった。3年間の激動と日本共産党の情勢認識の発展がよくわかる。

言うまでもなく、この流れの発端は安倍政権の安保法制（戦争法）の強行に対する怒りと不安がつくりだした国民の共同のたたかいである。それは戦争法だけでなく、あらゆる問題での安倍政権の暴走に立ち向かうたたかいに発展し、安倍政権の打倒、そのための「野党は共闘」という大きな声となった。これに後押しされて野党が変わった。いや、変わらざるをえなくなった。国民の願いにこたえて、平和と立憲主義を守るという大義に立って、あれこれの違いを横に置いて共同する。「日本共産党を除く」が過去のものとなった。日本共産党も変わった。参院選では、党公認候補が統一候補となった香川県を除く31の1人区で、準備していた候補者を「降ろした」のだ。全国各地で選挙共闘に向かうさまざまなドラマがあった。党大会では、多くのドラマが語られるにちがいない。

もともと日本共産党は統一戦線の力で政治を変えることを綱領に掲げており、一貫して政党と国民の共同を発展させるために努力している。大会決議案には、いま発展しつつある野党と市民の共闘について、その特徴を3つあげている。1つは「戦後の平和運動、労働運動を担っていた潮流が過去のいきかがり乗り越えて『戦争させない・9条壊すな！総がかり実行委員会』という画期的な共闘組織をつくったこと」、2つは「戦争法に反対するたたかいを通じて、多くの市民が自覚的に立ち上がる戦後かつてない新しい市民運動がわきおこり、市民革命的な動きが始まったこと」、3つは「新しい市民運動、国民運動に背中を押されて、国会内外で野党間の共闘が発展し、さらに参院選での選挙共闘という、戦後かつてない歴史的一步を踏み出したこと」と。党大会には、「総がかり実行委員会」の代表が出席し挨拶される。さまざまな運動の担い手として活動している党員の発言もあ

ると思う。

党大会決議案は、憲法、日本経済、国民の暮らし、TPP、原発、米軍基地など、国内の諸問題にどう対応するかということとともに、世界にも目を向けている。党大会は、各国の大使館にも案内され、毎回いくつもの国が参加し傍聴している。その中で、アメリカ、中国、ロシアなど、いわゆる大国にも堂々ものを言う。トランプ大統領を生んだアメリカの格差と貧困の広がり、中国の領海問題や国際会議での対応への忠告、ロシアについては「スターリン時代の覇権主義復活」と批判している。安倍首相のプーチン大統領に対する情けない態度と対照的である。こんな政党は、日本にも世界にも見当たらない。世界の国々が党大会にどんな反応をするのか、注目したい。

党大会決議案は、締めくくりの第6章で、党の95年の歴史を振り返り、歴史が決着つけた3つのたたかいに言及している。このたたかいの歴史の中に、国内でも世界でも、なにものにも恐れず堂々と発言し行動する日本共産党の力の源がある。第1は、戦前の天皇制の専制政治・暗黒政治とのたたかいである。非合法下のたたかいは、逮捕投獄され拷問で殺されることさえあった。その中で、党が命がけで掲げた平和と民主主義の旗は、日本が敗戦で受諾したポツダム宣言でその正当性が認知され、憲法に書き込まれた。第2は、中国や旧ソ連の大国主義とのたたかいである。長期にわたる論争が続き、ソ連も中国も大国主義的干渉の非を認めた。近代の政治史の中で、大国に非を認めさせた政党は日本共産党だけである。第3は、日本共産党を除くという「オール与党体制」とのたたかいである。

「社公合意」、「自民か非自民か」というキャンペーン、「自民か民主か」の2大政党の権選択論など、その時々日本共産党締め出しの反共作戦は「反国民作戦」でもあった。いま、市民と野党の共闘の時代となり、「日本共産党を除く」は通用しなくなっている。

党大会決議案は最後の節で「日本共産党は、戦前、戦後の95年のたたかいを通じて、発達した資本主義国で社会変革をめざす党としては、世界的にも最前線に立っている」と宣言し、創立100周年をめざす躍進の決意を表明している。党大会でどのような議論が行なわれるか、楽しみである。

党大会は、2年から3年に1回開催することが党規約に明記されている。1月15日は第26回党大会からちょうど3年である。党大会決議案は昨年11月16日に中央委員会総会で決定され、全党の討議に付された。2か月前に議案を発表し、これを全党の討議で練り上げて党大会を迎える。このような民主的な手続きを定めている党は、少なくとも日本では、日本共産党だけである。さらに党大会決議案は、「しんぶん赤旗」の紙面で一般にも公開されている。

先日、日本共産党愛知県委員会として、党大会決議案をもって、日常的にはあまり接触のない名古屋商工会議所や連合愛知を訪問した。党大会の2か月前に議案を発表し、全党で論議するということが意外だったようである。まだまだ日本共産党に「独善の党」「上意下達の党」という誤ったイメージが残っている。党大会決議案と合わせて、新しく読みやすいパンフレットにした党綱領（「JCPマニフェスト」と名付けている）を持参した。

「共産党もイメージが変わりましたね」と言われる。野党と市民の共闘の時代、統一戦線が現実の課題になる時代である。日本共産党も変わらなければならないと思う。同時に、党綱領や党大会決議が広く国民に理解されるようにしていきたいと思う。

うえだ かずお 日本共産党愛知県委員会

紙面批評 「所報」 第 191 号を読んで

中村 悠希

いつも労問研の「所報」を興味深く読ませていただいている。事務局から所報 191 号の紙面批評を執筆するよう依頼があり、初めてではあるが引き受けることにした。

ここ最近では論点として挙げられることが少なくなったが、いくつかの論稿を拝見して頭に浮かんだのは、日本の社会システムがいまだに「企業中心社会」であること、つまり企業の価値規範が企業からはみ出て社会全体に浸透しているという状況が、現代においても脈々と息づいていることである。いくつかの労作からそれを痛感した。

愛知争議団の植木さんの巻頭辞では、裁判官の意識を変えるような運動の必要性について指摘があった。裁判官の判断を歪める根本には、法律そのものの欠陥、度重なる関連法規の改悪といった個々の法的問題以上に、やはり企業の価値規範が無批判に受け入れられるような社会情勢が根底にあるからこそ、誤った判決が出てくるような事態になるのではないかとも思える。異議申し立てをすれば、それが即争議になっていく現実は嘆かわしいことである。

小中学校の教育労働者で組織されている愛教労の中村茂喜さんの「教職員の労働時間と部活動」を読了した際にも同様のことを考えた。サービス残業を含む超過勤務や長時間労働、全人格的に企業に奉仕する「会社人間」が当たり前とされるような状況は、一昔前の話で終わったわけではない。教育現場でも同じだ。授業と生徒指導、その他もろもろの校務分掌、そして部活動。ほぼ無給で長時間労働に自らを投げ込む教職員は「熱心」と評価する保護者もいるようだが、教育労働は生徒への「無償の愛」で成り立っているような奉仕では決してない。健全な労働時間と十分な休暇がなければ、授業や生徒指導の質も下がるのではないか。

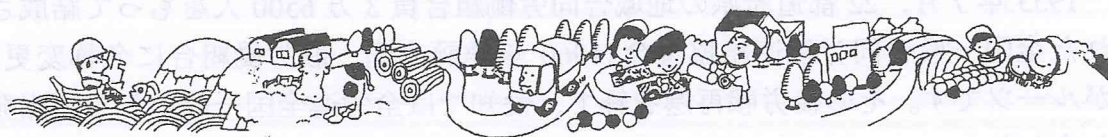
杉山直さんが読書紹介（飯島裕子『ルポ 貧困女子』）で言及されている「男性稼ぎ主モデル」などは、まさに企業中心社会のあり方の根本を支えてきたシステムだ。女性は長らく（今でも）企業の中核部分や社会の表舞台から排除されてきたし、執拗な性別役割分業は現代においてもまだ維持されている。女性の貧困に陥る要因は様々だが、女性の生きづらさや働きづらさは社会構造に問

題があると言わざるをえない。『貧困男子』だけでなく『貧困女子』であるところこの本の異議はある。この問題は根っこは深いものがあり、これから大きな課題となろう。

社会の中核から排除されているという点では、櫻井善行さんの「相模原障がい者施設殺人事件から見えるもの」からもいろいろと学ばせていただいた。優生思想・排除の思想は今に始まったことではないが、匿名に名を借りたネット社会における荒廃ぶりは目に余るものがある。知識人・文化人と呼ばれる人々（彼らを知識人・文化人と言えるかどうかということもひとつの論点だが）の痴れ者ぶりにも呆れてものが言えない。ただ、そうした知識人・文化人が大手を振って闊歩している状況が許容されていることが、私には我慢ならない。社会の劣化の一面を見させていただいた。

最後になったが、どのような社会システムを構築するのか、あるいは、どのような社会ならば許容できるのか。研究者、政治家、運動家、ジャーナリスト等が延々と議論しても答えが出ないような課題ではあるが、一市民である私としては、現状に対して常に無批判であってはならないということだけは肝に銘じておきたいものだ。社会のあり方に無批判であればあるほど体制順応的になり、思考は停止してしまう。そうはならないよう、今後も労問研の「所報」を愛読し、批判精神を養っていきたい。

なかむら ゆうき / 読者・労働組合役員



お知らせ 愛労連・春闘共闘から

今度のトヨタシンポ・トヨタ総行動は

- トヨタシンポは2月4日(土)午後 刈谷市産業振興センター
- トヨタ総行動は2月16日(木)に予定されている、「春の地域総行動」にあわせて、早朝は刈谷駅ターミナルでの宣伝行動に集中する方針だといわれています。この日は、トヨタ自動車・トヨタ関連企業への要請行動も行われます。
- トヨタ総行動の総決起集会は、今回は3月20日(月)の日中に豊田市での決起集会がおこなわれます。今から心の片隅に記憶にとどめていただければ有り難いです。

団体会員紹介⑥

全労連全国一般愛知地方本部

私たちの労働組合はひとりでも、どなたでも加わることができます。一般労働熊井の名前が示すように、産業、業種、職種にかかわらず、加入することができます。結成までに、たとえ職場の全員がまとまらなくても、一人ひとりの決意と自覚をもとに加入できる個人加盟の労働組合です。

正社員、パートタイマー、嘱託、契約社員、アルバイト、派遣、委託の区別なく、あるいは中間管理職や失業中の方も、労働者なら誰でも加わることができます。職場単位でのまとまった加入もできます。加入後は職場と個々の組合員の状況を正確に把握し、経営状況を十分に踏まえ力量に応じた組合結成へむけ、仲間ふやしと要求実現の運動をサポートしていきます。

私たちの組合はなによりも働く人々の人権と職場の民主主義を大切にします。加入していただいた組合員の方々の雇用、生活と権利を守るため、賃金引き上げ、夏冬の一時金（ボーナス）、労働時間短縮・休日増などを要求し、解雇や不利益取り扱い、組合員への様々な差別を許さないたたかいをおこなっていきます。

使用者の不当な攻撃による労働争議をなくし、「合理化」攻撃とたたかい、労使関係を大事にして健全で安定した対等平等を基本とする体制をめざし、働く者の団結でたたかう提案型運動を進めます。

働く人々を大切にする企業と社会のために、官民の連帯と地域運動にとりくみます。私たち全国一般愛知はあらゆるテロと戦争に反対し、日本国憲法を守る運動を進めます。

1955年7月、22都道府県の地域合同労働組合員3万6500人をもって結成された全国一般合同労組連絡協議会(1960年総評全国一般労働組合に名称変更)がルーツです。その後労戦再選を経て、愛知では全労連全国一般として再出発しました。

結成当初は、1000人近い仲間がいましたが、現在はその4分の1程度です。日本の民間労働組合の多くが会社派にヘゲモニーを奪われた後も、働くものの利益を守るために頑張ってきました。当時の愛知・岐阜の両県にまたがった石川合板労組の工場閉鎖反対闘争やナトコ労組の争議などは、全国一般の闘いであり、今も語り草になっています。

私たちの現在の最大の課題であり、悩みは時勢代を担う役員が育ち切れていないことと、かつてはそれなり規模の職場単位の組織が存在していたが、現在新たに作られた組織は以前に比べて遙かに小規模であること。それだけ成果主義による攻撃が凄まじいということです。

文責 編集部

紹介 こうの史代原作『この世界の片隅で』

アニメ映像を通して新しい世代の感性に出会う

櫻井 善行

はじめに

国際的にも天災地変でも揺れた2016年は、アニメ作品では恵まれた年でもあった。最大の話題をさらった「君の名は」は、その題名から高齢者層からは、「数寄屋橋」や「真知子」や「銭湯」を連想するが、実際のドラマは岐阜県飛騨地方と東京を交錯舞台とした高校生のみずみずしいドラマであった。その「君の名は」に遜色ない話題を年末にさらったのが、こうの史代原作のマンガをアニメ化した『この世界の片隅で』であった。

現代社会がこれだけ情報化が進むと、映画の興行世界が成り立つのは簡単ではない。とりわけ資金面での大きな壁にぶち当たることはよく聞くケースである。過去に優れた作品であっても、興業面では振るわなかった事例は少なくはない。多くの大衆の目に届く前に淘汰された作品も少なくない。この映画は、資金不足を「クラウドファンディング」という手法でまかない、声優の主役に「のん」（能年玲奈）を抜擢するなど話題性が十分であった。

しかも我々からするとかなり若い世代の作家であるこうの史代がすでに10年ほど前からいくつかの作品を世に表しており、世間の注目を浴びる条件は十分にあった。前作となる『夕風の町、桜の国、広島のある国で』を読み、映画を鑑賞された人もいるかも知れないが、時系列でいえば「この世界の片隅で」の続編に当たるが、読んだもの見たものからすれば、従来の「反戦平和もの」のような強烈さはなくとも、戦争を通じて人間の普通の生活が奪われていく現実、片意地を張らない方法で異議申し立てをしているところが、多くの共感者を生み出しているのではと思う。私は過去に漫画でのこの作品は読んでいたし、先日鑑賞をさせていただいた。小稿では限られた紙面ではあるが講評というよりも内容紹介を中心とした感想をしてみたい。まず本作品（アニメ「この世界の片隅に」）の内容から紹介することから始める。

本作品の内容

浦野すず（のん）がこの作品の主人公である。彼女は広島で浦野家の3人兄妹（長男：要一、次女：すみ）の真ん中で、生まれ育った。彼女はどこにでもいる、「天然」でそそっかしく、だがどこことなく憎めない性格の持ち主の少女であった。そんなすずにも人に負けない特技があった。さわやかなタッチで水彩画を描くことであった。中学の時、クラスのガキ大将で幼馴染だった水原哲（小野大輔）の代わりに海の風景を描き、水原哲が自分の名前で提出して、それが絵画コンクールで受賞したこともあった。これは映画の中でもエピソードとして紹介されている。

そのすずの転機は 18 歳の時だった。彼女は広島からは電車を乗り継ぎ 2 時間もかかる軍都呉の高台にある北條家に嫁入りすることになった。北條家の長男で、呉の鎮守府内の海軍軍法会議で「録時」として働く北條周作（細谷佳正）に見そめられ、彼からの「指名」で、嫁入りすることになった。すずは記憶になくても、原作では周作は過去にすずと出会い、彼女が忘れられなかったという。それでも見合いすらなく嫁入りする事への疑問視がすずの心の片隅にはあったかも知れないが、すんなり北條家に嫁入りしたのである。この時代はそういうことも珍しくはなかった。

右も左も分からない中、祝言を挙げてもらい、すずは北條家へ嫁ぐことになった。出戻りで同じ屋根の下に住む、姑である周作の姉である径子（尾身美詞）は、自らのきつい性格と過去のトラウマもあり、すずにいつもきつく当たってくる。そんな慣れない生活をしていく中で、天然のすずにもストレスがたまり、頭にハゲができたりもするが、夫の周作のサポートなどもあり、すずは持ち前の明るさで、徐々に北條家にとけこんでいく。

径子は夫の死後、離縁して実家に帰り、連れ子に晴美（稲葉菜月）という幼児がいた。すずは彼女からよくなつかれ、いつも一緒に遊んだり、絵を描いたりと楽しく日々を過ごした。晴美からすれば、すずは「おばさん」というよりも、少し年が離れた「お姉さんの」存在であった。

こんなことがあった。ある日、晴美が家にあった貴重な砂糖壺を水の中に落として流してしまった。当時にあつては砂糖は貴重品であった。呉のヤミ市へ買いにでかけたすずは、その帰り道で道に迷い、遊郭の遊女である白木リン（岩井七世）に教えてもらう。すずは記憶にはないのだが、実は過去にすずとリンは対面していた。貧しかったリンはそのときにすずから分けてもらったスイカを覚えていた。

1945 年になった。呉の海軍工廠で航空機エンジニアとして働く義父の円太郎（牛山茂）も空襲で被災して、町の病院に入院するようになった。戦況が厳しくなり、安全のために晴美を疎開させる必要があった。列車の切符を購入する待ち時間の間に、晴美を連れて円太郎の見舞いに出かけたすずだったが、その帰りに思いもよらぬ空襲に遭遇する。すぐ近くの防空壕で晴美と難を逃れたが、空襲が終わって防空壕を出た時、時限爆弾が爆発し、その結果晴美はいのちを失い、すずは絵を描くための大切な右手を失ってしまった。径子からは「人殺し」となじられ、さすがのすずも自分を責め自暴自棄になってしまう。

7 月に入ると、さらに戦況は悪化する。北條家にも焼夷弾が落ちたり、至近距離から機銃掃射による空襲を受けたり、常に命の危険にさらされた。すずは、「帰りたい」と周作に訴えるなど、不安定な心のまま毎日をすごすことになった。

そして 8 月 6 日の朝。すずは径子から、「人殺し」と非難されたことについて謝罪を受け、思いがけなく優しい言葉をかけられ、心がほぐされたのだった。だが和んだのもつかの間、そのとき広島に原爆が投下され、呉の町でもものすごい地響きとキノコ雲が上がる姿を見て不安にかられることになる。

そして、8 月 15 日、終戦の日を迎えた。正午に北條家は一家そろって玉音放送を

ラジオで聞いていた。径子は「晴美・・・」と言って泣き崩れていた。すずは自宅裏の畑で泣き崩れていた。この「終戦」の日を1つの区切りとして、すずの義母、サン（新谷真弓）はとっておきの白米を一家に振る舞ったのだった。

連合国の進駐軍（米軍）が占領を開始すると、海軍で働いていた円太郎と周作はお役御免となり、自宅へと帰ってきた。浦野家では、原爆が落ちた日、母は即死、父は10月に病死。生きていたのは放射能の後遺症で寝込んでいたすみ（潘めぐみ）だけだった。また、幼馴染の哲も無事に帰還していたが、その後姿をみかけたが、すずは敢えて声をかけることはしなかった。

年が明け、すずは街のベンチに座って握り飯を食べながら周作と話をしていると、ヨーコという小さな身寄りのない女の子がすずの元に寄ってきた。握り飯をヨーコに分け与えるすず。そのまま、ヨーコは二人のあとをついてきた。北條家に来たヨーコはシラミをもらい放しだったのか「かゆいかゆい」を連発していた。「この子を風呂に入れて洗わなければ」北條家でヨーコが新しい家族として迎えられようとしていた。これがこの作品（アニメ映画）の概要である。

いくつかの印象的な場面と感想

最初に触れておきたいのは、本作品は高い目線からのプロレタリア文学でも高度な反戦作品でもない。そういうことを求める人からは不十分だといわれるかも知れない。だがそれを本作品に求めるのは酷である。本作品は、当たり前の生活をしている日常の人々が「戦争」という非日常的な行為によって、日常性が犯されていく姿を、自然な言葉で自然なスケッチで見る人に語りかけている。それが多くの人の心を捉えている理由であり、意義があるのだと私は思う。

私たちがこれまで見てきた広島をテーマにした作品の多くは、被爆地ヒロシマの凄惨さを描き出すために、1945年8月6日以前とそれ以後を対比して展開する。しかし同じ広島であっても軍都呉にあっては、毎日が空襲の恐怖に脅かされる日々であったし、実際に空襲によって甚大な被害をもたらしている。呉に限らず全国50カ所を超える空襲に依って多くの都市は焼け野原になったが、これを舞台とした作品は市井の人の努力によって行われているという声を聞くが、東京大空襲を以外には表舞台で語り継がれることは少ない。（愛知では中島航空機があった半田空襲については様々な企画があったことを聞くが）

主人公すずの天然性について触れておきたい。すずはどこにでもいそうな少女だった。天然でスローで明るいためにその上に憎めないタイプであった。いつも失敗しても、なぜだか許してしまえる存在であった。その点、のんは適役であった。こうした

義姉の径子は最終場面をのぞいた場面では、いつもつらく当たっていた。だからといってすずと径子と関係は陰悪なものにはならなかった。これは創作だからで、実際の世界にはもっとどろどろした人間模様があるはずだが、それ以上の追求は本稿では意味をなさない。すずは本作品では、紛れもなくヒロインであった

広島悲劇ほどではなくとも、軍都呉の被災にも目を向ける事ができた。

最後に

私は過去に平和教育のために必要な観点は(1)被害者としての(2)加害者としての(3)抵抗としての観点が必要だといわれたことがある。確かにそうだと思うが、この3つの条件を兼ね備えた教材映像はなかなか見当たらない。そうしたことにこだわらずに、平和教育教材を3つあげるとしたら、①「はだしのゲン」②「おこり地蔵」③「さとうきび畑の歌」を私はあげる。特に①および②は、被害者と加害者とかすかながら抵抗の視点があるからである。①の意義は、作者である中沢啓二の自伝的な作品であり主人公をとりまく人々と地域社会の中から十分すぎるほど学び尽くす材料があり、この作品についてはこれまでも多くの人が積極的にその意義を語り、歴史修正主義者から忌避・攻撃されてきた事実をあげるだけで十分であろう。③もまたすぐれた作品である。主人公の温厚な平山写真館の店主（明石家さんま）が描き出す暖かい家族の雰囲気の中に、戦争というものが人間の見にくい行為であることを訴え、戦争をしかす国家権力の傍若無人の振る舞いに、親兄弟をも引き裂いていく無残な姿や人々が翻弄されていく姿を赤裸々に描いている。私は圧巻だと思ったのは、沖縄戦でかり出された平山が、戦闘場面で捕獲した米兵に、上官が射殺を命じたときに、その命令に従わなかった平山が上官に叱責された言葉であった。「おまえは、上官の命令に従わないのは天皇陛下の命令に従わないことだ！」彼は反論する。「私はこんなことをするために生きてきたのではありません！」ここは最も印象に残る場面であった。これらの作品には、戦争の描かれ方や人々の生き様がひしひしと伝わってくる。

その意味では「この世界の片隅に」は、①の視点からしか見ることができないという指摘もあるかもしれない。けれども「戦争」という悲惨で愚かな行為を、年代の違いを超えてわかりやすく素直に伝えてくれるところに本作品の特徴はある。多くの作品が、場面場面の描写でかなり無理して戦争の悲惨さを訴えているのに、この作品はどういうわけだか自然と入っていくことができる。人間模様が現在から70数年前の時代にタイムログさせてくれている。これが本作品の最大の特徴である。その時代に生きた人の体験は見る側、聞き手強力なアピールがある。だが作者は、戦争は全く体験していない世代である。にもかかわらず、丁寧な描写には感心する。戦争体験者に話は聞いたが、その時代の人々の生活様式をリアルに伝えているという。

登場した人物も、一部の支配層をのぞけば我々の周りにどこにでもいそうな存在である。どこにでもいる当たり前の人たちが、当たり前の暮らしをしていたのが、戦争の時代にはそのささやかな安堵すら奪ってしまうことを伝えてくれている。戦争は二度と起こしてはいけないことを、静かに語ってくれる。何だそれだけかといわれるかも知れないが、「それだけ」だからこそ大事であると私は考える。

余裕があれば、アニメを鑑賞した後、原作3部にも目を通し、また「夕風の町、桜の国」も見ていただければ、新しい感性に少しは触れることができるかもしれない。

さくらい よしゆき / 研究所理事・事務局長

愛知労働問題研究所第15期第4回理事会報告

愛知労働問題研究所事務局

昨年12月17日に愛知労働問題研究所の第4回定例理事会が開催されました。研究所の今後について、検討委員会から、8月理事会で報告した内容を若干修正した提案がなされ、意見交換の後、検討委員会提案を理事会案とし、来年7月29日（土）に研究所総会を開催することを決定しました。この総会で、研究所の解散と研究会の再組織につき審議・決定することになります。以下、第4回理事会で承認された検討委員会報告です。

.....

愛知労働問題研究所の今後のあり方について

検討委員会、2016年12月17日

*下線部は、前回理事会（8/27）後に加筆・修正した箇所。

0. 経緯

- ・総会（2015年10月3日）で、第15期の活動計画の一つとして「労問研のこれからのあり方を考える検討委員会」（以下、検討委員会と略）を設置することを決定。
- ・第2回理事会（2016年5月14日）で、検討委員会を設置（委員は、羽根理事長・後藤所長・櫻井事務局長・浅生副所長・知崎副所長の5名）
- ・第1回検討委員会（2016年6月8日）
出席者：羽根・後藤・櫻井・浅生・知崎（以上、委員）、長沢（委員外）
- ・主要団体会員の役員から意見聴取
- ・第2回検討委員会（2016年7月26日）
出席者：羽根・櫻井・浅生・知崎（以上、委員）
検討委員会の検討結果を次回理事会に報告することを確認
- ・第3回理事会（2016年8月27日）
検討委員会報告を議論した結果、基本的な方向性（研究所の解散と研究会の再組織）と今後の議論の進め方についての異論はなく、研究会としての活動のあり方について検討委員会ですらに吟味して、次回理事会に提案することを確認
- ・所報第190号発行（2016年9月15日）
検討委員会報告を掲載して、10月半ば頃までに会員からの質問・意見を寄せていただく

よう案内

- ・第3回検討委員会（2016年11月3日）
出席者：羽根・櫻井・浅生・知崎（以上、委員）
会員の反応と検討委員会報告の若干の補足・修正等について議論
検討委員会の報告に対する会員の反応としては、反対論はなく、数人から「仕方ないか」「今のままで残すのはえらいですかね」などの意見。

1. 研究所の現状

1987 年 9 月に研究所設立後、30 年目を迎えている。この間、研究所は、調査研究活動を通じて、愛労連を中心とする労働運動に一定の貢献をしてきた（後掲の参考資料を参照）。しかし、最近 10 年間は、それ以前にくらべて明らかに研究所活動が質量ともに低下し、近年は、一部の調査研究活動がなされているとはいえ、「所報」の発行が主な活動になっており、こうした現状を打開する見通しも定かでない。この主要因として、以下の点を指摘できる。

- ・所員と個人会員の退職・高齢化（退会を含む）にともなう調査研究活動力の低下
- ・財政力の低下：2007 年～2009 年度は、年間 300 万円前後の収支であったが、2010 年度以降、概ね 230 万円前後にまで減少した（下表参照）。2015 年度決算では、年間 230 万円の収入、200 万円の支出の 7 割弱が事務所費、これに電気代や所報の印刷発行費等が加わり、調査研究活動（定期購読誌費用を含む）の支出はわずか年間 3 万円弱にすぎない。なお、年間会費収入約 190 万円（団体会費が約 140 万円）のうち、愛労連が 60 万円を負担。愛労連の加盟人員は、結成直後（1989 年 11 月）には約 7.4 万人であったが、現在は約 4.9 万人に減少している（2016 年 6 月末現在）。

研究所の年間収支と会費納入状況（2007～2015 年度）

年 度	収入（円）	支出（円）	会費納入会員数	
			団 体	個 人
2007（'07/9～ 08/8）	3,830,482	3,042,355	47	82
2008（'08/9～ 09/8）	2,739,678	2,905,305	48	98
2009（'09/9～ 10/8）	3,170,590	3,098,364	38	88
2010（'10/9～ 11/8）	2,375,886	2,497,565	39	85
2011（'11/9～ 12/8）	2,528,500	2,516,310	42	98
2012（'12/9～ 13/8）	2,372,472	2,451,506	41	89
2013（'13/9～ 14/8）	2,241,397	2,383,045	38	70
2014（'14/9～ 15/8）	2,270,333	2,286,183	38	70
2015（'15/9～ 16/8）	<u>2,300,047</u>	<u>2,046,526</u>	<u>40</u>	<u>77</u>

注）会費納入会員数は、2010 年度までは「会費納入表（2012/3/15 訂正）」と「2012/3 調査」、2011 年度～2014 年度は「会費納入帖」、2015 年度は「第 15 期会費納入状況」による。

2. 今後のあり方—愛知労働問題研究所の縮小・改編

（1）上記の現状を前提とすれば、研究所の存在意義が問われるだけでなく、独自の事務所を構えた活動の継続は、早晚不可能となる。研究所財政（一般会計）が赤字になる（赤字が継続すると、残務処理も困難となる）前に、研究所を解散し、研究会（かつての愛知労働問題研究会）として再出発することが妥当である。すなわち、これまでのような事務所

も会費も所報の定期発行（印刷・発送）もない研究会、いいかえれば、「身軽な」組織に研究所を縮小・改編して、本来の活動である調査研究が推進できるようにすることである。

(2) 愛知労働問題研究会の目的・組織・主な活動内容等

1) 目的

- ・愛労連を中心に、愛知県および近隣地域の労働運動の前進に貢献する調査研究活動の推進

2) 組織・財政

- ・会員組織とする。会員は、研究者・学生・労働運動実践者・労働組合員を中心に労働問題に関心をもつ人々を幅広く組織する。
- ・会員への連絡は電子メールを原則とする。
- ・研究会の代表1名と副代表（1～2名）をおく。
- ・代表・副代表および若干の会員からなる運営委員会を組織し、研究会の運営をおこなう。

- ・研究会の日常的な運営に必要な経費として、交通費・事務費・印刷物の発行等で年間約 25 ～ 35 万円を想定（下記4）にあるように愛労連の事務所を利用させてもらうことができれば、週に2・3回運営委員が利用する予定）。

調査研究活動に特別に費用がかかる場合は、その都度関係団体と協議する。

会費は集めないが、会員に協力金や寄付金の拠出を要請する。協力金は1口1000円とし、従来の会費の半分程度を要請する。

定例研究会などの資料代・会場費等を必要に応じて集める。

愛知労働問題研究所の資産で残存したものを引き継ぐ。

3) 主な活動内容

- ・定例研究会の開催（1～2カ月に1回）
- ・必要に応じて部会研究会や調査班などを組織する。
- ・会報の発行（原則として定例研究会開催後）、会報は電子版を原則とする。
- ・必要に応じて印刷物を発行する。
- ・研究会のホームページによる情報提供（基本は、愛知労働問題研究所のホームページを引き継ぐ）
- ・資料の保存・提供（愛知労働問題研究所の資料でPDF化されたものを引き継ぐ）

4) 愛労連への借用・利用依頼

- ・愛労連事務所に研究会専用の机（パソコンが使用できるものを1つ）。
- ・愛労連のネットワークからインターネットへの接続とプリンター・印刷機の利用。
- ・運営委員会・定例研究会等での会議室等の使用。

3. 今後の予定

- ・2017年7月29日（土）に研究所総会を開催して、研究所の縮小・改編（研究所の解散と研究会の再組織）を審議・決定する。
- ・研究所解散までの事務処理方針および研究会再組織について、所員会議と事務局でさらに検討して、5月理事会に提案する。

【参考資料】研究所関連の刊行物（月報・所報を除く主なもの、2016年8月現在）（略）

労働情報この2ヶ月(11月～12月)

11.01

★精神障害発生・平均40歳に 労健機構・労災事案分析

11.02

★上場企業3割で勤務地限定制度 日本生産性本部調査

★海外航空会社に救済命令 解雇取消し求める 整理解雇の要件満たさず 大阪労委

11.03

★6割が人材確保懸念 外国籍労働者は増加傾向 エンジニアリング協会・調査

★連合17 春闘基本構想「2%程度」の賃上げ 底上げ路線継続 大手追従から脱却促す

★憲法集会全国各地で行われる

11.04

★1500円に引上げ 連合東京 地域最賃の目標水準

★監査回避へ労災隠し 印刷業者を送検 鹿嶋労基署

11.07

★勤続1年で0.3カ月アップ 解雇事件解決金・厚労省が検討

★連合フォーラムで「転勤」見直し訴え 法大・武石教授

11.08

★役員登用や転勤支援 経団連・大手の女性活躍対策まとめる

11.09

★関東の大学、企業が採用情報交換 東京経協

★ライドシェア議論へ ITFアジア 11月の東京会議で

11.10

★大手スーパーを送検 「かとく」が違法残業で 大阪労働局

★社会保険の加入促す 全国農業経営支援社労士ネット

11.14

★職場の違法3割認識 連合総研調査

★東京の4人世帯26.8万円 平成28年地域別標準生計費

11.15

★予告なしの実地検査を 衆院が技能実習法案で附帯決議

★3カ月で1.6万人正社員雇用へ 積極的に求人促す 東京労働局

11.16

★定年後の賃金引下げ容認 2割強減額も妥当 継続雇用で広く普及 東京高裁

11.17

★スカウト方式で採用 高齢者活用へ人材バンク 静岡県

★労務管理を自己点検 厚労省がサイト開設

★長澤運輸事件・東京高裁判決 現状追認、20条の理念は？ 労組書記長が思い 弁護士も「妥当性欠く」

★障害者への「合理的配慮」をわかりやすく説明 文京学院大が冊子

11.18

★ 36 協定締結せず送検 月 113 時間残業させる 松江労基署

★階段利用促進で健康を増進 安全衛生優良企業

11.19

★残業 24 %減に 生産性向上受け通年で 8 %ベア ㈱メンバーズ

11.21

★ 70 歳以上の雇用 3 年連続で 1 位 秋田労働局

11.22

★不法就労摘発へ協議会 法務省・厚労省など

11.23

★地域の雇用開発 きめ細やかな情報提供重要 全国求人情報協会がシンポ

★残業時間の適正管理に関心 経営課題で意識調査 能率協会

★過労死 110 番 過労死防止シンポ全国各地で 過労死家族の会など

★地域の雇用開発 きめ細やかな情報提供重要 全国求人情報協会がシンポ

11.24

★ ICT で人材確保 高校生対象の現場見学会 地方整備局

★ “過労死根絶”を訴え 電通自殺女子社員の母

★ナオイオート／技能実習生の受入れ 日本人新卒と同様に教育

★フルハーネスを検討へ 厚労省・墜落防止保護具で

11.25

★バイトの雇止め無効 ジャパンレンタカーに 22 年も 津地裁判決

★法上回る措置求める 連合 17 春闘

11.28

★国交省と厚労省・建設人材確保で連携 29 年度 110 億円規

11.29

★トラック運送 中継輸送で拘束時間減を 女性・若者定着へ手引 国交省

★福利厚生費・月 11 万円突破 経団連調査

11.30

★企業 6 割が日程変更望む 採用選考でアンケート 経団連

★現場の悲鳴を「労働黒書」にあらわす 日本医労連が報告

★技能実習生向けに安全教本 自動車整備業が作成 18 作業の留意点を解説 日整連

★技術・人文への就職 23 %増 在留資格 法務省集計

12.01

★キャリアコン登録申請 2 万 1000 人超に 国家資格化で 厚労省

★仕事と育児を支援 職場改善プログラム作成 沖縄県

★技能実習生が修得内容競う 東京・名古屋で”五輪”

12.02

★ 8 割以上が法令違反 長時間労働抑制へ指導 北海道労働局

★女性医療フォーラム 子宮筋腫発見へ早期受診を推奨 労働者健康安全機構

12.04

★愛労連・国民春闘共闘が春闘討論集会を行う

12.05

- ★3年連続増で大卒・男性 20.6 万円 厚労省・28 年決定初任給調査
- ★外国人技能実習機構・地方事務所 150 人で全数検査 厚労省が新法施行で方針

12.06

- ★33 年度に積立金 5 兆円割れ 厚労省・雇用保険財政見通し
- ★賛否を織り交ぜ評価 連合 技能実習法成立で

12.07

- ★兼業奨励事例を発信へ 中企庁が研究会設置

12.08

- ★博進堂／トルネード人事 生産性向上し残業 2 割減
- ★同一賃金を狙上に 「第 30 回大会」で初めて 日本賃金学会
- ★昇進審査後のフィードバック生かせず 能率協会マネジメントセンター調査
- ★17 春闘 大手に先駆け方針案公表 U Aゼンセンの ベア要求は「2%基準」 また定年 65 歳新たに掲げる

12.09

- ★満腔の怒りで抗議 フード連合など 3 産別 T P P 批准を受け声明
- ★毎日 1 万歩歩き監査 石油工場へ合同パト 川崎 2 労基署

12.12

- ★外国人に日本語研修 介護技能習得も促す 群馬県
- ★事務課長のピーク 61.6 万円——人事院・28 年民間給与の実態
- ★改正振興基準を説明 連合集会で中企庁
- ★虚偽求人企業に罰則—厚労省が規制見直し案

12.13

- ★受動喫煙対策に罰則適用——塩崎厚労相が会見
- ★健康経営 優良法人認定がスタート 中小企業も対象に 過重労働対策など審査

12.14

- ★紛争あっせん きめ細やかな対応心掛ける 全労委総会
- ★全国労働局長が優良企業視察 過重労働の抑制向け 地域内へ広く周知・啓発

12.15

- ★地域中核企業を育成 ニッチトップなど対象 栃木県
- ★特定派遣元 80 社を一斉事業廃止に——厚労省
- ★「3000 円以上の賃上へ 格差是に再挑戦 金属労協 2017 闘争 「付加価値循環」も継続
- ★厚生労働省が公表した 2016 年「労働組合基礎調査」結果によると、2016 年 6 月 30 日現在の労働組合員数は 994 万人で、前年比 5 万 8,000 人（0.6%）増。
- ★推定組織率は、同 0.1 ポイント低下し、過去最低の 17.3%。パートタイム労働者組合員数は 113 万 1,000 人で、同 10 万 6,000 人（10.3%）増、推定組織率は同 0.5 ポイント上昇の 7.5%で過去最高

12.16

- ★下請法遵守を要請 親事業者 3 万社に 経産省と公取委
- ★国際運輸労連が決議 I T F アジア地域総会 ” ライドシェア” 反対と 白タク

★職員に話し合いの機会 社福へ労災防止講習会 横浜南労基署

12.19

★安倍内閣の暴走を許さない県民集会 若宮広場にて 800 人が集会デモ

★賃金改定額 5,200 円弱へ微減一厚労省・賃金引上げ等実態調査

12.20

★更新要件明確だった 一転して雇止め有効に 最高裁

★雇用環境・均等部でハラスメント対応 厚労省・29年度均等対策方針案

★組合員雇止め 「70歳定年制」導入で紛争化 不利益取扱いを否定 都労委

12.21

★中小企業で賃金アップ 厚労省・28年引上げの実態

★飯山特殊硝子／技術系社員の育成 技能習熟度表すマップ導入

★技能実習企業の送検相次ぐ 悪質な地方縫製業者 長時間労働や虚偽報告 3 労基署

★膀胱がんの7人を労災認定 福井の工場、化学物質が原因

★トヨタ労組、ベア3千円要求へ 減益予測でも前回と同額

12.22

★厚労省「子ども家庭局」新設 保育や児童虐待防止を担当

★大手の冬のボーナス急ブレーキ 平均妥結額は88万円

12.24

★朝日東京本社に是正勧告 違法な長時間労働 労基署

12.25

★働く人全ての意識変えて 電通過労自殺、高橋さんの母が命日に手記

12.26

★違法残業の社名公表を拡大 電通過労死を機に緊急対策

★「無事故で賞金」廃止は違法 運送会社に支払い命令判決

12.27

★「非正規公務員にも賞与を」提言 総務省、法改正検討へ

★介護職の半数「残業時間、正確に申告せず」 労組調査

★パワハラ防止策を強化 過労死対策、電通社員自殺受け

12.28

★電通社長が謝罪「慚愧に堪えない」 過労自殺問題で会見

★自殺社員の直属上司を書類送検 電通、労基法違反容疑

★介護離職増加、7割の企業が想定 商工リサーチ

★電通幹部ら約10人きょうにも書類送検 労基法違反容疑

★電通を28日にも書類送検 東京労働局、社員過労自殺

12.29

★電通 社長引責辞任 風土止められず 「120%成果に矜持」 深い反省強調

12.30

★残業月200時間超 ファミマ解決金、加盟店員側と和解 大阪地裁

★電通 立ち入り10年間で10回 5回の是正勧告

☆ 2017 年 1 月 15 日以降の活動・集会予定など

- 1 月 22 日(日) 愛労連第 55 回臨時大会
- 1 月 27 日(金) 労働法制改悪反対学習交流会
- 2 月 04 日(土) 第 32 回トヨタシンポジウム
- 2 月 05 日(日) 第 18 回社会保障学校
- 2 月 11 日(土) 「建国記念の日」不承認愛知県民のつどい
- 2 月 16 日(木) トヨタ総行動・大企業宣伝行動・春の地域総行動
- 3 月 11 日(土) 3・11 原発ゼロ NAGOYA ACTION
- 3 月 16 日(木) 17 国民春闘労働者総決起集会&デモ
- 3 月 20 日(月) トヨタ総行動決起集会



☆寄贈された書籍、購入書籍他

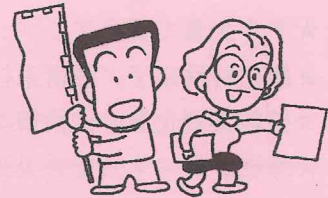
▲上原信夫評伝『紺碧の心で生きて』

▲☆中野晃一『つながり、変える私たちの政治』

▲雑誌『経済 2 月号』

▲『前衛 2 月号』

▲全労連・労働総研『17 春闘白書』



★「愛知労働問題研究所の在り方検討委員会」が第 4 回理事会で提案して承認された報告文書を掲載しました。これをベースに 5 月の次期理事会で具体的なタイムスケジュールが提起され、その作業を進めていくことになります。やむなしという意見が大勢なのですが、これまで蓄積された資料・データをそのまま廃棄することはできないだろうという意見を聞いています。私も木に掛かるところですが、これを将来どうするかという意見を皆さんから聞きしたいと思います。時間は限られていますが、まだあります。

★すでに関係者には連絡していますが、研究所のメールアドレスを変更しました。

aichiromonken@gmail.com 限りこちらのアドレスを使用してください。

★研究所では、廃棄する資料雑誌や保管していた所報などは PDF 化をすすめています。所報は、ホームページからバックナンバーを閲覧することが出来ます。

★今回 192 号も皆さんの協力によって発行することができました。感謝感激です。引き続き、原稿依頼などよろしくお願いします。

文責 事務局編集部

*「所報」第 192 号(隔月刊) / 発行日 2017 年 1 月 15 日

*発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称): 労問研)

*〒 456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館 304 号

*Tel/Fax 052-883-6978 E メール aichiromonken@gmail.com

*HPERL <http://www.roren.net/romonken/>

*研究所会費(年)個人 6000 円 団体 1 口・12000 円 読者会員 1200 円

*収入のない院生割引あり。要相談。郵便振替 00860-6-80604 愛知労働問題研究所

*三菱東京 UFJ 銀行・金山支店・普通口座 1368019

*お願い: 引き続き研究所の財政を支えるために、第 15 期・2016 年度の会費納入がまだの方、協力・納入をよろしくお願いします。m(_ _)m